

丹波篠山市告示第 85 号

丹波篠山市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例（平成 27 年篠山市条例第 33 号）第 9 条の規定により、令和 7 年度に実施した早期退職募集に係る募集実施要項及び認定を受けた職員の数を次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 13 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

- 1 募集実施要項 別紙のとおり
- 2 認定を受けた職員の数 4 人

令和 7 年度 早期退職に係る募集実施要項

丹波篠山市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例（平成 27 年篠山市条例第 33 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、早期退職希望者の募集を行います。

募集の対象	退職の日現在において、勤続期間が 20 年以上で、年齢が 55 歳以上 60 歳未満の職員
退職の日	令和 8 年 3 月 31 日
募集人数	若干名
募集の期間	令和 7 年 8 月 12 日（火）から令和 7 年 9 月 1 日（月）まで
応募の手続	・早期退職希望者の募集に係る応募申請書に必要事項を記入の上、募集の期間内に総務課長に提出する。 ・応募申請書の提出後、募集の期間が終了するまでの間に応募を取り下げたい場合は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書を応募申請書と同様の方法で提出する。 ・選定後、認定又は不認定の通知を令和 7 年 9 月 30 日までに交付する（予定）。 ・早期退職の認定を受けた者については、退職願を令和 7 年 10 月 31 日までに提出する。
特例措置	・支給率は、勤続期間に応じ、定年退職の場合と同率とする。 ・退職時の給料月額について、引上げ前の定年前 1 年につき 3 % を加算する。
問合せ	企画総務部総務課長
注意事項 （1）次のいずれかに該当する職員は、応募することができません。 ア 会計年度任用職員、臨時的任用職員又は法律により任期を定めて任用されている職員 イ 令和 7 年 8 月 13 日（募集開始日）において、懲戒処分を受けている者又は令和 7 年 8 月 13 日から同年 9 月 1 日までに懲戒処分若しくはこれに準ずる処分を受けた者 （2）応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定とします。 ア この募集実施要項に適合しない場合 イ 応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合 ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合 エ 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合	